

令和2年5月20日

認可保育施設等利用保護者 様

西原町新型コロナウイルス対策本部長
西原町長 上間 明
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染拡大防止のための小中学校及び幼稚園の臨時休校に伴う認可保育施設等（公立保育所、認可保育所、認定こども園、小規模・事業所内保育事業）の臨時休園（所）及び登園自粛期間の終了について

日頃より本町の児童福祉行政についてご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

沖縄県の緊急事態措置の解除に伴い、町内の小中学校、幼稚園の臨時休校が終了することに合わせ、本町の認可保育施設等の臨時休園（所）及び登園自粛も5月20日をもって終了いたします。長期間にわたる登園自粛等へのご協力に感謝申し上げます。

登園自粛等は終了いたしますが、引き続き新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動を心掛けていただきますようお願いいたします。

【登園する際の注意事項】

- 1.園児・保護者の皆様におかれましては、毎日の体温測定を徹底し、発熱等の風邪症状(咳・鼻水。だるさなど)がお子さんに見られる場合は登園を控えるよう適切に判断をされて下さい。
- 2.新型コロナウイルスが沈静化するまでは、園児の毎朝の検温の記録を継続していただき、発熱がある園児は、速やかに園へ報告をして下さい。
- 3.おおむね 37.5℃ 以上(目安として)の場合は、登園をお断りすることとします。加えて、解熱後 24 時間以上経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは、登園を控えてください。
- 4.三密防止策として、各保育施設にて保護者のみなさまの保育施設の出入りを禁止とすることもありますので、あらかじめご理解下さい。また、送迎の際の滞在時間はできるだけ短くするようにご協力お願い致します。
- 5.慣らし保育につきましては、お子様の体調・体力を配慮し、各保育園と十分連携をとり、慣らし保育に対応できない方は園へ直接ご相談下さい。
- 6.園内行事等は、しばらくの間感染拡大防止のために工夫して開催します。
運動会や発表会等の行事については、適宜判断し園の実施方針をご理解していただきご協力下さい。

※上記の対応は、厚生労働省、文部科学省の方針により随時、変更・更新してまいりますので予めご了承ください。

新型コロナウイルス感染拡大防止のための登園自粛に伴う利用者負担額 (保育料)の減免について

○対象者について

町内の認可保育施設等（公立保育所、認可保育所、認定こども園、小規模・事業所内保育事業）に通う0～2歳児クラスの児童。

○対象期間について

令和2年4月7日から5月20日までの期間となります。

○減免について

上記対象者の利用者負担額（保育料）について、上記対象期間中の登園自粛日数に応じて日割り計算を行います。

※登園自粛日数については、各保育園からの報告によって決定します。

○減免および還付に係る手続きについて

利用者負担額（保育料）について、4月7日から4月30日までの期間分については、6月分の利用者負担額（保育料）での相殺を予定していますが、口座振替の方については処理が間に合わず、7月分の利用者負担額（保育料）での相殺となる可能性があります。

5月1日から5月20日までの利用者負担額（保育料）減免については、7月分の利用者負担額（保育料）での相殺を予定しています。

※ただし、4・5月分の保育料が未払いの場合は、未払い分の保育料が減額となります。

(計算例)

※月の保育料が27,000円で15日間登園自粛した場合

①1日当たりの保育料を求める（国の基準により25日で除する）

$$27,000 \text{ 円} \div 25 \text{ 日} = 1,080 \text{ 円}$$

②自粛期間中の保育料を求める

$$27,000 \text{ 円} - (15 \text{ 日} \times 1,080 \text{ 円}) = 10,800 \text{ 円}$$

自粛期間中の保育料は、10,800円になります。

お問い合わせ先
西原町福祉部 こども課
保育所係
TEL : 098-945-5311